

4月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和2年4月21日(火) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、吉田教育監、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、石原教育センター所長
開催形態	公開(傍聴人 3人)	
議題	1 教育長職務代理者の指名について 2 教育長報告 (1) 緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行について (2) 緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行について (3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について (4) 奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について (5) 奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示について (6) 令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について (7) 令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について	

	<p>(8) 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について</p> <p>3 議案 議案第2号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 議案第3号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について</p> <p>4 協議事項 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について―臨時休業期間中の学習支援等について―」</p>
<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長職務代理者の指名について 教育長職務代理者を指名した。</p> <p>2 教育長報告 (1) 緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行については、了承した。 (2) 緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行については、了承した。 (3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館については、了承した。 (4) 奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則の制定については、了承した。 (5) 奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示については、了承した。 (6) 令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (7) 令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (8) 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施については、了承した。</p> <p>3 議案 議案第2号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第3号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命については、可決した。</p> <p>4 協議事項 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について―臨時休業期間中の学習支援等について―」は、意見交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育政策課</p>

議事の内容

教 育 長

それでは、定時になりました。皆様、おそろいでしょうか。

教育部次長

本日も審議いただきます案件につきまして、議事次第にございますように、教育長報告（８）「緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について」を追加させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長

はい、分かりました。

本日は、「奈良市新型コロナウイルス対策本部会議」が開催されますことから、急遽会場を変更させていただきました。地下の会議室であり、窓はございませんが、換気設備は万全であることを確認しております。

それでは、本日は令和２年度初めての定例教育委員会会議でございます。新年度に当たり、教育委員及び教育委員会事務局職員にも異動があり、本日初めてこの会議に出席されている方もおられますので、ご紹介を申し上げたいと思ひます。

まず、私、３月定例市議会におきまして、教育長任命のご同意をいただき、４月１日付で教育長を拝命いたしました北谷でございます。

前任の中室前教育長と同様、教育委員の皆様方と教育委員会会議において、本市が目指すべき教育について活発な議論を行い、教育政策を円滑に運営してまいりたいと考えております。また、今後、より一層の自己研鑽に励みながら、教育行政の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、教育委員の皆様方におかれましては、お力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、私から教育委員の皆様をご紹介いたします。

都築委員でございます。

畑中委員でございます。

柳澤委員でございます。

そして、岡本委員の任期満了に伴い、後任の教育委員として４月１日付で任命を受けられました梅田委員でございます。

梅田委員、一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

梅 田 委 員

ただいまご紹介いただきました梅田でございます。

奈良市の教育についての責任を負う教育委員の一人として、その任務の重さを感じているところでございます。微力ではございますが、しっかりと研鑽に励んで務めていきたいと思っております。

教育長をはじめ委員の皆様、そして、教育委員会事務局の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、教育部の理事者の紹介を、教育部次長より順にお願いいたします。教育部長につきましては、現在、「奈良市新型コロナウイルス対策本部会議」に出席中でございますので、後ほど紹介いたします。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
理 事 者	<p>教育部次長の増田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>教育部次長の廣岡です。教育センター所長の石原です。</p> <p>教育支援・相談課長の垣見です。教育政策課長の小林です。</p> <p>教育総務課長の黒田です。教育施設課長の川端です。</p> <p>教職員課長の山田です。地域教育課長の細川です。</p> <p>文化財課長の松浦です。学校教育課長の伊東です。</p> <p>いじめ防止生徒指導課長の久保田です。保健給食課長の中川です。</p> <p>中央図書館長の大橋です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本来は、教育委員会の補助執行部であります子ども未来部の理事者につきましても、ご紹介すべきところでございますが、本日は案件もございませんので、後日、紹介させていただきます。それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の案件に関する資料につきましては、既に配付しております資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、私と畑中委員でお願いいたします。</p> <p>案件に入る前に、山口俊男様ほか2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき、3名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p> <p>それでは、本日の案件に入らせていただきます。</p> <p>本日の案件は、教育長報告8件、議事2件、協議事項1件、その他の事項1件の計12件でございます。</p> <p>本日の案件は全て公開とさせていただきます。</p> <p>まず、教育長職務代理者の指名について、教育政策課長より制度の説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその</p>

職務を行う。」と規定されております。また、職務代理者の任期につきましては、法律で定められておりませんが、逐条解説によりますと、教育長が別の教育委員を指名するまで、または、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期とされております。

現在は、都築委員が職務代理者を務めていただいておりますが、今回、新しい教育長が任命されましたことから、新たに職務代理者を指名しようとするものでございます。

教 育 長

それでは、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。
都築委員に引き続き職務代理者をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

都 築 委 員

承知いたしました。微力でございますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長

ありがとうございます。それではよろしくお願いたします。
それでは、教育長報告に入ります。
まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関わる案件が、本日追加いたしました案件を含めて6件ございます。去る4月16日には、政府の緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたこともあり、緊急に教育長として専決させていただいたものでございます。委員の方々には、その都度メール等におきましてご意見を聴取させていただき、大変お忙しい中、申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

それでは、まず、教育長報告（1）「緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行について」と教育長報告（2）「緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行について」は、相関連する案件であるため一括して審議したいと思います。

それでは、地域教育課長、学校教育課長より続けて説明願います。

地域教育課長

それでは、お手元にお配りしております資料の1ページ、令和2年4月17日付で、バンビーホームの保護者の皆様にお知らせしております文書をご覧ください。国から緊急事態宣言が出たことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止を一層徹底し、子供たちの命を守ることを最優先するというこで、これまで家庭保育もお願いしながら運営してきたバンビーホームについて、本日4月21日から5月2日までの間の受入れについては、真にやむを得ない場合に限るというこで、特別保育に移行をさせていただきます。

特別保育の実施期間は、先ほど申し上げましたように4月21日、本日から5月2日の土曜日までの間のバンビーホームの運営日でござい

ます。時間については、通常保育ということになっております。なお、小学校の特別受入れを利用される方は、14時までは市立小学校の特別受入れを受けていただくことになっております。

次に、特別保育の対象ですが、医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが何としても必要な方。それと、このことには該当しないが、独り親家庭などでどうしても仕事を休むことが困難な場合や、家族の介護や看護等やむを得ない事情がある場合に限定することとしております。

次に、特別保育利用までの流れについてですが、資料の2ページに、「特別保育利用申出書」を添付をしております。この申出書に、名前、特別保育が必要な理由、特別保育利用希望日を記入し、バンビーホームに提出していただくことといたしております。

次に、資料1ページに戻っていただいて、4番目です。特別保育移行前に、新型コロナウイルス感染症予防のため、可能なご家庭については、家庭保育をお願いしてきているところです。特別保育に移行していくということもございますし、全国で、自粛も進められているということでもありますので、バンビーホームの児童育成料については、登所されなかった分の還付、あるいは、今後の保育育成料への充当をさせていただくということで、今、具体的に検討させていただいているところです。

最後に、ご留意いただきたい事項ということで、各バンビーホームで、児童や指導員が新型コロナウイルスに罹患した場合には、臨時休所となるので、急にお迎えが必要となることと、今後の状況で、この特別保育も変わるかもしれないということをお伝えしているところでございます。

学校教育課長

本市では、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業期間におきまして、保護者の就労等の理由で、どうしても自宅で過ごすことができない児童につきましては、各小学校において受け入れる対応を実施してまいりました。この児童受入れにつきまして、4月16日に国から全国を対象として、緊急事態宣言が発出されたことを受け、感染防止を一層徹底し、子供たちの命を守ることを最優先にするため、真にやむを得ない事情の場合に限り受け入れる、特別受入れに移行することとし、4月17日に市立小学校長と保護者へ通知をいたしました。

資料1ページの市立小学校長への通知文をご覧ください。

まず、特別受入れ実施期間等につきまして、期間は、令和2年4月21日、火曜日、本日から5月1日、金曜日までとしております。

受入れの時間帯は、各学校の始業時間から14時までとしておりますが、14時以降バンビーホームを利用していない児童で、どうしてもその後の預かりが必要である児童につきましては、学校にて柔軟に対

応することとしております。

また、特別受入れの対象については、先ほどのバンビーホームと同じような条件になっており、①医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業することが必要な場合、あるいは②、①には該当しないが、独り親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合としております。

次に、利用までの流れにつきましては、特別受入れが必要な場合は、事前に資料の3ページにございます「特別受入れ利用申出書」を保護者が各校に提出することとしております。

最後に、先ほどのページに戻っていただきまして、その他といたしまして、事前に学校関係者が罹患等した場合には、特別受入れを中止するということを、奈教学第92号で通知をしておりますので、このことに基づき、もしそういう状況が起こりましたら、学校から各家庭に、学校ホームページやサポートネット、電話連絡等を活用して状況を周知して、特別受入れを中止することとしております。

また、この通知内容につきましては、全ての家庭に周知するということを、市立小学校長に通知したところでございます。

資料の2ページが、保護者にお知らせした文書でございます。市立小学校長への通知文とほぼ同じでございますが、4のご留意いただきたい事項におきまして、各校で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、特別受入れが中止となるため、その場合は、学校より保護者に連絡をさせていただき、直ちにお迎えに来ていただく場合があること、また、今後の状況によっては、受入れについて、内容を変更する必要があることを保護者へ周知しております。

特別受入れへの移行は、感染拡大防止を一層徹底し、子供たちの命を守ることを最優先としながら、保護者のニーズにも可能な限り応えるために、児童の居場所を確保しようとするものでございます。

なお、4ページには参考資料として、奈教学第92号を掲載させていただいております。

教 育 長

バンビーホームの受入れ、学校での児童の受入れということは、いずれも、バンビーホームを閉じるとか、受入れを中止するというのではなく、真にやむを得ない、例えば、医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務される方等に、対象を絞って協力いただいて、感染リスクを下げていくという対応であったと思います。

ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いをします。

柳 澤 委 員

バンビーホームのことで、ちょっと初歩的な質問で申し訳ないのですが、従来の対象者を絞り込むという表現をされましたが、これまでのバンビーホームの対象者はどうなっていたのですか、

地域教育課長	<p>従来の対象者ですが、基本的に、バンビーホームの募集の中で、同居のご家族の方がお仕事なり、あるいは介護といったこともあると思いますが、どうしてもご家庭で、お子さんをみる事が出来ないということで、申し出ていただき、入所の決定をいたしております。</p> <p>今回のこの特別保育に当たっては、職業を少し限定させていただくような考え方となっております。ただ、どうしてもやむを得ないという事が出てきますので、そこは、各個別の事情を勘案いたしまして、子供たちの受入れをさせていただきたいと考えているところでございます。</p>
畑 中 委 員	<p>1点、確認なのですが、特別保育の利用と特別受入れの利用について、学校を通じて文書が保護者に届けられるということですが、どのような手段で、保護者の各ご家庭に届けられるのでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>幾つかの手段を複合的に使っております。バンビーホーム独自でメールアドレスを把握しているものもありますので、そういったもので周知させていただいたり、ホームに紙ベースで用意して保護者の方にお配りしたりしております。それから、それもままならないケースも想定されますので、そこはホームのほうでチェックし、ホームから電話等でご連絡をさせていただくということにしております。</p>
学校教育課長	<p>受入れのほうですが、まず、4月9日から受入れをしておりますので、その申込みがまずあります。その申し込んでいらっしゃる方々に、月曜日に紙ベースで、来られた方にはお子さんに持って帰っていただくという措置をまず取っております。また、そこに来られていない方には、電話連絡、ポスティング等でお手元に届くようにいたしております。</p> <p>また、申込みをしていなくても、新たにということもあり得ますので、学校のホームページ、市のホームページ等に掲載することと、サポートネット等を通じて周知し、学校のほうもご利用させていただくという形で周知に取り組んでいるところでございます。</p>
都 築 委 員	<p>保育の対象者として、2に、その他やむを得ない理由がある場合というのが、バンビーホームにも、学校のほうにも記載がされているのですが、そのやむを得ない理由を受け入れるかどうかという判断は、現場に任されているのでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>例といたしましては、独り親家庭で、就業継続が必要な家庭でありますとか、介護や看病といったケースも、家庭によっては想定されると考えております。</p> <p>ここら辺は、申請を出してこられる方というのは、保育要件を理解し</p>

たうえで、それでもやむを得ないということで出されるということですので、各ホームで受付をしていただき、もし疑義が出る場合には、地域教育課にお問合せをいただくということにしております。基本的には、やむを得ない事情で申出をいただいているという認識で受付をして、保育をするというのが基本でございます。

学校教育課長

学校教育課の特別受入れにつきましては、バンビーホームと同じように、基本的には、申し出があれば、受け入れていくということで、各学校にもお願いしているところでございます。

教 育 長

それでは、基本的なこの事情をよくご理解いただいて申し込まれるということですので、やむを得ない事情ということで受け入れるという方向でやっているということですね。よろしいでしょうか。

梅 田 委 員

今日から本格的に動き始めるということですので、実際にどれぐらいの人数の増減があるかということが、まだまだ把握が難しいところはあるのだろうとは思いますが、しかし、そういう状況の中で、やはりしっかりと配慮のできる環境の下で、子供たちの保育であったり、学習の場を確保していくことが、各学校またはバンビーホームでは必要なのではないかと思いますが、そのような状況への配慮については、どんなことを考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

地域教育課長

バンビーホームでの特別保育につきましては、子供たちの命を守るとともに、子供たちの居場所を確保し、しっかりとケアしていく必要があるものと考えております。

この緊急事態宣言が出される前に現場を見てみますと、少し気になる点といたしまして、十分ご家庭でいろいろご協力いただき、家庭保育もしていただいている中でしたが、どうしてもバンビーホームでは、子供たちが接触しがちになるところでございます。そういったことも工夫が必要であると思っておりますので、特別保育の中では、出来るだけ過密にならないような保育を徹底し、消毒、衛生面でもしっかりと配慮しながら、ご家庭の事情も酌みながら、しっかりと子供たちを守るような形で保育させていただきたいと考えております。

学校教育課長

児童の受入れにつきましては、3月2日からスタートしておりますが、その間一度春季休業に入り、再度4月9日からスタートし、今回さらに、特別受入れに変わるところであります。

3月2日当初の預かりの希望は、3,000を超える申込みがあったのですが、4月10日には、実際の預かりは2,000人台に減っております。そして、昨日、4月20日の段階の預かりでいきますと、もう少し減っており、1,400人台となっております。

ご家庭でのご理解もあり、また、全体的に自粛ということで、保護者の方の在宅勤務といったことも、影響しているものと考えております。

そういった中で、配慮ということですが、3密を避けるということで注意しておりますのは、教室に入る際、20人以上の集団にならないような配慮であったり、子供たちが触る部分の消毒であったり、トイレの清掃であったりということを、引き続き、安全に注意しながら進めていきたいと考えているところでございます。

教 育 長

私も現場を見させていただきますと、地域教育課長からもありましたように、バンビーもご家庭の協力をいただきまして、預かりの人数は減ってきているとはいうものの、やはりスペース的にも非常に狭いという部分もございます。過密という部分について、また、消毒や手洗いについても、指導員もかなり気を遣っているところだと思います。学校の預かりについては、窓も開けっ放しにしていますし、寒いぐらいで、やはり教室が十分にあることから、子供も、密は避けられているのかなというように思います。今、課長からも報告のあったように、ご家庭にもかなり協力していただき、昨日は1,400人台と、一時に比べますと半分ぐらいなっているということです。特別保育等につきましては、今日からということですので、今、梅田委員がおっしゃったように、実態をしっかりとつかみ、これは閉じるのではなく、協力を得るということですので、またその辺もしっかり把握しながら、再度協力をして、やはり子供たちの命を守ることを優先することということで、現場の指導員も含めて、しっかりと認識していただいたらいいのかなと思っています。

それでは、教育長報告（1）「緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行について」と教育長報告（2）「緊急事態宣言の発出に伴う小学校児童の特別受入れへの移行について」は、了承いたします。

次に、本日追加いたしました教育長報告（8）「緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について」審議いたします。

教職員課長より説明願います。

教 職 員 課 長

資料の1枚目をご覧ください。4月16日に国の緊急事態宣言が全都道府県に発出されたことを受け、その期間中における教職員の在宅勤務について、別添の実施要領に必要な事項を定め、昨日、4月20日に、市立学校長に対し、通知をいたしました。

次の実施要領をご覧ください。在宅勤務の対象教職員ですが、市立学校に勤務する教職員のうち、校長、教頭、教諭、講師、非常勤講師、学校事務職員、栄養職員を対象としております。

在宅勤務が可能な期間は、令和2年4月21日から5月6日までとしておりますが、今後の状況により延長する場合がございます。

実施単位及び実施回数ですが、常勤職員は1日単位、非常勤職員は時間単位で行います。常勤職員は原則週当たり3日を上限として、非常勤職員は週の配置時間を上限として行います。母子手帳の交付を受けている妊娠中の職員については、上限を設けない、ただし、1週間に1回1時間以上、勤務報告のために学校へ出勤することとします。

在宅勤務で行う業務ですが、教員の場合は、児童生徒への課題作成、授業再開時を想定した教材研究等の教育活動に関することを想定しております。教員以外の職員については、業務に関連のある法令等の知識の習得や、業務改善案の検討などに関することとしております。

手続としまして、承認は学校長が行うことにしております。在宅勤務を行おうとする日時及び勤務内容を、在宅勤務計画書に記載して承認を受けることとなります。

次に、在宅勤務の開始、終了の報告ですが、在宅勤務を行う日ごとに、管理職に電子メールや電話などによって、開始及び終了報告を行うこととします。在宅期間の終了後に、勤務実績を在宅勤務報告書により、速やかに報告していただきます。

服務に関してですが、勤務時間及び休憩時間につきましては、所属校で勤務する日と同様の扱いを取らせていただきます。

職務専念義務につきましては、変わらず、在宅勤務につきましても、職務専念をするというようにしております。

次に、環境整備についてであります。情報セキュリティ対策として、個人情報が含まれるデータ及び紙文書は持ち出してはならないとしております。

また、在宅勤務に必要な経費につきましては、実施教職員の負担としております。

通知文に戻っていただきますと、実施上の留意点ということで3点上げております。

1点目として、在宅勤務を承認する場合は、勤務の開始及び終了の報告をさせ、通常の勤務と同様、職務専念義務を負うことの徹底を図るとともに、公務員として市民から疑念や不信を抱かれることのないよう留意すること。

2点目に、実施に当たっては、校務運営上支障がないよう、通常の3割程度の職員が勤務していることが望ましい。ただし、母子手帳の交付を受けている妊娠中の職員に対しては、在宅勤務ができるよう特に配慮すること。

3点目に、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、勤務時間外において感染予防対策を徹底させること、以上を留意点としまして、報告のとおり通知をしております。以上でございます。

柳澤委員	留意点の2点目のところで、3割程度というのは国からの方針ではありますが、実際に、学校には児童生徒がいないとはいえ、3割程度の教員が学校にいただけで、大体のことは対応できるということでしょうか。何か不自由な点はないですか。
教職員課長	3割というのは、目途として望ましいということですので、校長の判断で、支障が出ないような形で、取り組んでいただけますように考えております。
柳澤委員	分かりました。 もう一点、在宅勤務中の職務ですが、教材研究等のように、日常、先生方が学校でやっておられた仕事と、むしろ、子供たちをクラスで運営していたという、そもそものものがあるわけですが、自宅にいらっしやって、自分のクラスの子供、特に小学校の場合ですが、自宅にいる子供たちのクラス担任としての役割というのは、何か想定されているのですか。子供たち、あるいは保護者から見て、先生が学校にいない、在宅勤務されているというときに、普段なら、学習指導以外にも、学校に相談に行くなり、電話をするなり、様々なことがあろうかと思うのですが、在宅の先生は、それは、学校にいないので、本来職務には入っていないので、お断りしますとおっしゃらないのでしょうか、それは学校の誰々に聞いてくださいというようなことになるのでしょうか。
教職員課長	学校とのやり取りはしておりますので、学校にそういう連絡が入った場合には、在宅の教員が、仕事として対応してはいけないということにはなりません。
柳澤委員	いけないということはないのですか。
教職員課長	相談内容によっては、在宅で対応していただくということも、あり得ると思います。
教 育 長	緊急な場合は、在宅勤務の教員につきましても、現場に出勤していただいで対応することも可能だということでございます。
梅田委員	子供たちが自宅で学習するための準備等、教材であったり様々な配信であったりということについても、各学校ではご苦労いただいていることと思います。そういった中で、在宅の勤務と、学校での勤務をうまく組み合わせながら進められるような、学校での工夫が、きっと運営上は必要になってくるのだらうと思います。出来るだけ学校の中でも、この在宅勤務ということに関わって、良い取組があれば、学校間

での情報交換等もしっかりしていただいて、それぞれの教員を守るということはもちろん、子供たちへの様々な教育もするという含めて、良い形で運用していただけますようにしていただきたいと思えます。

教 育 長

今は、ご意見を賜ったということで、今日を入れますと8日間の取組、梅田委員がおっしゃったところの実践というものが、今後どれくらい長引くか、まだ予断を許さない状況ですので、現場がどういう工夫をされて、在宅が効果的であったというようなことを、委員会としても、しっかりと把握していきたいと思っております。

また、なにぶん初めてのことで、運営する上でうまくいかない場合は、その都度改善することも必要ですので、基本はここで決めていただいたことを変えるわけにはいかないですが、改善することは改善して、学校の負担、教員の負担、そして何よりも子どもたちの教育がうまくいくというような方向で対策していただければ良いと思えます。

ほか、この件に関してどうでしょう。

ご意見がないようですので、教育長報告（8）「緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について」は、了承いたします。

それでは、次に、教育長報告（3）「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」、地域教育課長、教育支援・相談課長より続けて説明願います。

地域教育課長

資料の1ページをご覧ください。当課が所管いたします公民館、公民館分館、黒髪山キャンプフィールドについて、緊急事態宣言の期間であります令和2年4月10日、金曜日から、5月6日の水曜日まで、新型コロナウイルスの感染防止対策として、休館させていただくものです。

公民館につきましては、いわゆる自主事業、それから貸館事業といったものもございしますが、新型コロナウイルス感染症を防止するため、全面的に休館させていただくということで、市民の皆様にご理解、ご協力をお願いするものでございます。

教育支援・相談課長

続きまして、新型コロナウイルスの感染防止対策のための奈良市教育センターの臨時休館につきましては、奈良市教育センター条例施行規則第3条に、センターの開館時間及び休館は別表のとおりと定められております。資料にございすとおりの、同規則第3条第3項、教育委員会は、特に必要であると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、休館日を変更し、または臨時休館し、もしくは開館することができるとあることから、新型コロナウイルスの感染の防止対策として、市内在住在学者向け学習講座を開催しております当センターの9

階、通称、キッズ学びのフロアを、4月10日から5月31日まで休館し、受入れを中止するものでございます。

また、同じく市民利用施設として、奈良県第1採択地区の教科書展示場所である7階教科書センターにつきましても、休館するものでございます。

教 育 長

この件に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

都 築 委 員

施設の臨時休館ですが、今ご報告いただいたのが、公民館と公民館分館、そして黒髪山キャンプフィールドということでしたが、そのほかも含めまして、全ての教育関係の施設は休館なんですか。

地域教育課長

教育委員会が所管する施設関係で、市民の方が一般的に利用していただくようなところにつきましては、私どもが所管するところが中心になりますが、基本的には全て休館しているという状況になります。

都 築 委 員

そのことについては、どのように周知をされていますか。

地域教育課長

周知につきましては、市のホームページでありますとか、指定管理をいただいている生涯学習財団のホームページ、あるいは、館から直接周知させていただいているところでございます。

公民館が休館していることについて、特に市民の方から何か混乱やご不満ということを伺うことはありません。むしろ、もともと使用される予定をされていた団体の方が、コロナウイルス感染症防止の観点から、利用を取り止められるといったところでございます。

都 築 委 員

分かりました。

文化財関係の施設も全てクローズですね。

教 育 長

全て、感染防止対策として、休館しているということでございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告（3）「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」は、了承いたします。

次に、教育長報告（4）「奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」と教育長報告（5）「奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示について」は、相関連する案件でございますので、一括して審議いたします。

それでは、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

令和2年4月10日、金曜日に開催されました「第1回奈良市新型コロナウイルス対策本部会議」において、本部長の市長より、コロナウ

ウイルス感染症対策として、手続の簡略化やオンライン手続など、市民サービスの充実や効率化につながる押印の省略について、規則等の改正を速やかに行い、来週から対応することとの指示がありました。

この指示に伴い、同日、教育総務課におきまして、現在、規則や要綱で定められている教育長その他本市が収受する文書のうち、押印が必要となっている全ての書類の押印を、当分の間省略することができるための規則の制定と告示をいたしました。

施行につきましては、4月13日、月曜日からであります。

本来でしたら、この件は教育委員会に付議する案件ではございますが、緊急に処理する必要がございましたことから、教育長が委員会の名において、これを処理させていただいたものでございます。

教 育 長

緊急に感染リスクを下げるということも含めて、スピーディーに事務処理ができるということで、この押印の取扱いを変えるということでございます。

この件に関して、ご意見、ご質問は、ございますでしょうか。

柳 澤 委 員

普通ですと、この規則に、「新型コロナウイルス感染症への感染予防のため」といった理由の文言が入るように思うのですが、今回の規則は、あらゆることに汎用性があるようなつくり方なのですが、それは、そもそも市の方針ということによろしいのでしょうか。

教育総務課長

将来的には、役所の文書のオンライン化というのがありまして、それも考えての市の方針としてということでございます。

教 育 長

これは全庁的な取組ということでありまして。

ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、教育長報告（4）「奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則の制定について」と教育長報告（5）「奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示について」は、了承いたします。

これで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関わる報告案件については、終了いたします。

次に、教育長報告（6）「令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択についてご説明を申し上げます。

平成29年3月に、新しい学習指導要領が改訂決議をされました。今回の改訂では、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等学びに向かう力、人間性等という3つの柱から資質能力が定義されており、道徳

科や外国語活動、創造的な学習の時間及び特別活動を含めた各教科等の授業を通してこれからの時代に求められる資質能力を偏りなく育成されるべきことが提起されております。そして、子供たちがこれらの資質能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められております。

中学校におきましては、令和3年度より新しい学習指導要領が完全実施されることから、本年度、中学校教科用図書のを新たに採択することになっております。

それでは、中学校の教科用図書採択についてご説明をいたします。

1 ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針でございます。

前文では、適切な教科用図書を採択するために基本方針を定めることをうたっております。

次に、1 及び2において、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。

3 では、採択は、中学校用教科書目録（令和3年度使用）に掲載されている教科書の中から採択することとなっております。

4 では、採択における留意点を3 点にまとめております。特に、

（1）の学習指導要領の趣旨や奈良市教育大綱、奈良市教育振興基本計画及びこれからの奈良市の教育活動の展開に適したものであること、という部分を明確にしております。

また、（3）には、中学校の教科用図書を調査研究する6つの観点のアからカとして示しております。

ア「新学習指導要領との関連」イ「題材の選択及び扱い」「ウ内容の程度」エ「構成・配列及び分量」オ「使用上の便宜」カ「奈良市の特色ある教育との関連」この6つの観点のうち「ア新学習指導要領との関連」は、これまで観点としておりました「創意工夫」を含む観点としております。教科書採択においても「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に活用できるか」、「思考力、判断力、表現力等の能力を育むための創意工夫がされているか」といったことがらに考慮して、調査研究を行っていただくこととしております。

5 では採択の手続きに関わる会議の公開非公開など、教科用図書採択に関わって公平性・透明性を追求する手だてについて記述しております。

以上を奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針としてまいりたいと考えております。

続いて、2 ページをご覧ください。ここでは、奈良市立中学校教科用図書採択の手順を示しております。まず、教育委員会が選定委員・研究員を委嘱・任命いたします。研究員は研究部会で教科用図書の調査研究を行い、その研究結果を選定委員会に報告します。そして、選定

委員会は研究部会から報告された研究結果等を審議し、その結果を教育委員会に報告します。最後に教育委員会は、報告された研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定するという手順となっております。

続いて、3・4ページは、奈良市教科用図書選定委員会規則でございます。

また、5・6ページは、奈良市教科用図書選定委員会開催要領となっております。なお、これらの規則及び開催要領は、奈良市立小学校、高等学校の教科書採択でも共用される規則・要領となっております。

つづきまして7ページには、中学校教科用図書の採択に係る流れを示しております。7月の選定委員長報告において、2度の選定委員会にて審議した内容を報告し、教育委員会にて慎重に審議のうえ、教科用図書を採択していただきたいと考えております。

最後に、以降の資料といたしまして、研究報告書等の様式一式等を添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の採択におきましては、採択に係る調査、研究は従来通りの内容を担保しながら、会議の効率化を図ってまいります。また、採択の公正には万全を期したうえで、会議の開催方法や調査、研究方法、また、教科書展示会の方法を工夫することで新型コロナウイルス感染防止の対策を徹底してまいります。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

今年も、教科書の採択を進めていただく時期になってまいりました。委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

また、今年度の採択事務を進めるに当たりましては、課長からも説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症防止の対策についても、徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、特にご意見がないようですので、教育長報告（6）「令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。

次に、教育長報告（7）「令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択についてご説明申し上げます。高等学校では各教科、科目が細かく分かれており、また、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択におきましては、

平成29年度に見直しを行いました。教育委員の皆様には、基本方針に基づいて、調査研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用していたものとのような違いがあるのかを確認いただくといった視点で審議していただきます。そして、一条高等学校が採択希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択していただくことといたしております。今年度も、同様に採択を進めてまいりたいと考えております。

では1ページ目をご覧ください。教科用図書採択の基本方針においては、「一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に登載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとする。」とございます。

これは、高等学校の場合、大幅な改訂がほぼ4年に一度行われること、また、毎年違う教科書を使用することにより、内容の配列が変わること等の混乱を避けるため、目録に搭載されている間は、一定の期間、継続して採択しようとするものでございます。ただ、内規的要素として、採択から4年に満たない場合でも、例えば、まったく新しい教科書が目録に登載され、高校の実態等に応じて、そちらの方がより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能と考えております。

以上を奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針としてまいりたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。研究部会で調査研究した内容を基に選定委員会で審議し、研究結果報告として、希望する教科用図書が報告されます。報告を受け、教育委員会で審議し、臨時教育委員会において採択を決定するという流れとなっております。

3～6ページの規則・関係要領は、先ほどの中学校教科用図書の採択と共用でございます。

以降、名簿・報告書の様式一式等を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。高等学校の場合は、採択の手順に間違いが無いか、公平性が保たれているかといったことを、教育委員会で特にしっかりとチェックしていることとさせていただきます。

それでは、特にご意見がないようですので、教育長報告（7）「令和3年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。

次に、議事に入ります。

議案第2号「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」
地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

公民館運営審議会につきましては、社会教育法第29条第2項に「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められております。また、奈良市におきましては、奈良市公民館条例第5条第2項に基づき、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命することとされておりますことから、別添の名簿の通り、12名の委員を委嘱、又は任命するものです。12名のうち新規に委嘱いたしますのは、社会教育の関係者として2名であり、10名の委員は、再任となっております。なお、任期につきましては、令和2年5月13日から令和4年5月12日までの2年間となっております、

教 育 長

このことにつきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

公民館の運営について、幅広くご意見をいただくといった趣旨でございます。

特にご意見無いようでしたら、議案第2号「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。

本案を原案通り可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について」中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

図書館協議会の委員につきましては、資料3ページの図書館法第15条で、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命するとされております。また、資料4ページの奈良市図書館協議会条例第2条で、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、委員は10名以内で組織するとなっております。

今回は、学校教育の関係者として任命いたしておりました大橋美子が、令和2年3月31日付で、奈良市教育協議会学校図書館部会小学校部会長を辞任いたしましたので、本協議会委員を解任するとともに、その後任として、図書館部会の後任者でもあります東畑年昭を任命するものです。

	<p>なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和4年2月17日までといたします。</p>
教 育 長	<p>このことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>前任者が、小学校の校長を退職したことによります、解任及び任命の手続きでございます。</p> <p>ご意見無いようでございますので、議案第3号「奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について」採決いたします。</p> <p>本案を原案通り可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、協議事項に入ります。</p> <p>今月の協議事項のテーマは、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について - 臨時休業期間中の学習支援等について - 」です。</p>
協 議 事 項	<p>協議事項「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について - 臨時休業期間中の学習支援等について - 」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。</p>
教 育 長	<p>これで、本日のすべての案件は終了いたしました。この他に、何かご意見、連絡事項等ございませんか。</p> <p>それでは、次回教育委員会の日程は、5月19日、火曜日、午前10時より開催の予定です。</p> <p>これをもって、本日の定例教育委員会を閉会いたします。</p>